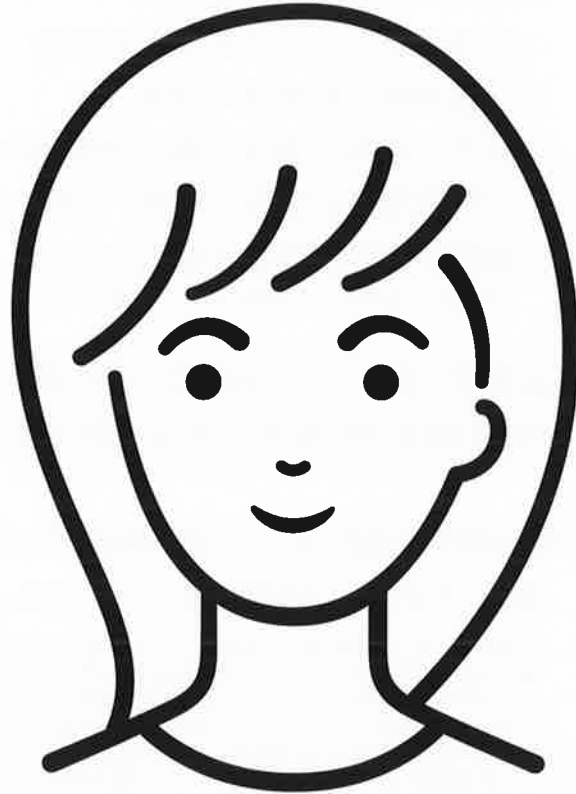


ご存じですか？



私のやる気が加速する

障害福祉分野 就職支援金

「障害福祉分野就職支援金貸付制度」は、資格を取得して他業種から障害福祉分野の介護職に転職するための経費をお貸しする制度です。

最大

20万円貸付

秋田県福祉保健人材・研修センター

詳細は裏面へ

次の要件を
すべて満たす
方が対象です

(注)過去に「離職介護人材再就職準備金」または「介護分野就職支援金」を利用したことがある方は、対象外となります。

① 次のいずれかの研修を修了した。

(研修を受講中の方、受講予定の方もご相談ください。)

- 介護職員初任者研修以上の研修
- 居宅介護職員初任者研修
- 障害者居宅介護従事者基礎研修
- 行動援護従事者養成研修
- 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)
- 同行援護従業者養成研修(一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること。)
- 重度訪問介護従業者養成研修
(基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること。)

② 就職する日までに、秋田県福祉保健人材・研修センターに

「障害福祉分野就職支援金利用計画書」を提出した。(下記参照)

③ 秋田県内の障害福祉施設・事業所^{※1}において障害福祉職員^{※2}として
就職した若しくは就職することが決まっている。

※1 障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下、「障害者総合支援法」という。)第5条第1項、同条第18項、第77条及び第78条、児童福祉法(昭和22年法律164号)第6条の2の2第1項、同条第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法(昭和24年法律283号。以下、「身体障害者福祉法」という。)第4条の2に規定するサービスをいう。)を提供する施設若しくは事業所、障害者総合支援法第5条第27項、同条第28項及び第77条の2並びに身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所をいいます。
※2 主たる業務がサービス利用者に直接サービス(介護)を提供する者をいいます。

貸付対象となる
経費

障害福祉施設・事業所に新たに就職する際に必要となる費用で、次のようなものが対象となります。

子どもを預ける
ための費用

研修受講料や
参考図書費等

転居に伴う
費用

通勤用自転車・
バイク等購入費

介護ウェアなどの
業務用被服費



※この他にも対象となる場合があります。詳細については、下記にお問い合わせください。

返還免除条件

秋田県内の障害福祉施設・事業所で、

2年間継続して障害福祉職員の業務に従事すること

※負傷や疾病等、やむを得ない事由により休職・離職した場合は、休職・離職前と復職後に従事した期間と合算して2年間に達した場合に返還が免除されます。

「障害福祉分野就職支援金利用計画書」の提出について



QRコードを
読み取る



様式をダウンロード・
印刷する



必要事項をご記入の上、
提出してください

お問い合わせ

秋田県福祉保健人材・研修センター

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階

TEL 018-864-3500 FAX 018-864-2877